(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
四條畷市大字下田原四四八番一地内	前	八・四〇～一一・〇〇メートル	〇・〇九〇〇キロメートル
	後	八・六〇～一一・六〇メートル	〇・〇九〇〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局、同局大阪国道事務所及び同局浪速国道事務所

○近畿地方整備局告示第二百四十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十一月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名　供用開始の区間　近畿地方整備局長　池内　幸司

百六十三号　四條畷市大字下田原二二九番一から同市大字下田原六三〇番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　近畿地方整備局、同局大阪国道事務所及び同局浪速国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年十一月二十九日

○近畿地方整備局告示第二百四十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十一月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名　供用開始の区間　近畿地方整備局長　池内　幸司

一号　大津市石山内畑町字大谷二六〇番一地内　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年十一月二十九日

○中国地方整備局告示第百五十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十一月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名　供用開始の区間　中国地方整備局長　栗田　悟

九号　鳥取県西伯郡大山町名和字中畝一〇八二番二から同町名和字西八重谷一一三八番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局倉吉河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年十一月二十九日

○中国地方整備局告示第百五十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十一月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十一月二十九日　中国地方整備局長　栗田　悟

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
益田市遠田町七六四番二から同市遠田町七七三番一まで	前	二七・〇一～三三・〇三メートル	〇・〇六七〇キロメートル
	後	二六・八九～三三・三一メートル	〇・〇六七〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局浜田河川国道事務所

○中国地方整備局告示第百五十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十一月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名　供用開始の区間　中国地方整備局長　栗田　悟

九号　益田市遠田町七六四番二から同市遠田町三五一八番一まで　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局浜田河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年十一月二十九日

○九州地方整備局告示第百七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十一月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十一月二十九日　九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局大分河川国道事務所

十号　大分県速見郡日出町大字藤原字辰口一九九四番一から同町字クシ川三四七八番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）

供用開始の期日　平成二十五年十一月二十九日

○九州地方整備局告示第二百八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十一月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十一月二十九日　九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
伊万里市大坪町字松ノ木原乙三三七番三から同市大坪町字白野甲二六七六番二まで	前	二二・二二～五二・二二メートル	〇・四五三〇キロメートル
	後	二二・二二～五五・五四メートル	〇・四五三〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

○北海道開発局告示第百三十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十一月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十一月二十九日　北海道開発局長　澤田　和宏

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二百三十二号　北海道天塩郡天塩町字サラキシ九一五番一から同町字サラキシ一五〇五番一まで　北海道開発局及び同局留萌開発建設部

三百九十三号　小樽市朝里川温泉一丁目二七二番一地内　北海道開発局及び同局小樽開発建設部

〃　小樽市朝里川温泉一丁目七四五番一から同市朝里川温泉一丁目五〇二番三〇まで　〃

〃　北海道余市郡赤井川村字常盤二八三番一から同村字常盤三八四番一まで　〃

供用開始の期日　平成二十五年十一月二十九日